

高等学校情報科における教科担任の現状

中山 泰一^{1,a)} 中野 由章² 角田 博保¹ 久野 靖³ 鈴木 貢⁴ 和田 勉⁵ 萩谷 昌己⁶ 筧 捷彦⁷

概要: 本論文では、高等学校情報科の教科担任の現状を明らかにするため、都道府県教育委員会における臨時免許状の授与と、免許外教科担任の許可の状況を調査した。その調査結果を報告するとともに、わが国の情報教育のありかたについて考察する。

Current Situation of Teachers Assigned for the Subject of 'Information' at High-schools in Japan

YASUICHI NAKAYAMA^{1,a)} YOSHIKI NAKANO² HIROYASU KAKUDA¹ YASUSHI KUNO³
MITSUGU SUZUKI⁴ BEN TSUTOM WADA⁵ MASAMI HAGIYA⁶ KATSUHIKO KAKEHI⁷

Abstract: This article surveys the current situation of teachers assigned for the subject of 'information' at public and private high-schools in Japan. We have investigated the situation of 'temporary teachers' and 'teachers without proper license' assigned for the subject in each prefecture, and present the results of such investigation. We further propose a future model of teaching system for the subject of 'information' in light of the current problems revealed by our investigation.

1. はじめに

現在、日本学会会議では、「情報学の参照基準」を策定中である [1][2]。情報学を、「情報によって世界に意味・価値を与え秩序をもたらすことを目的に、情報の創造・生成・収集・表現・記録・認識・分析・変換・伝達にかかわる原理と技術を探求する学問である。」と定義し、文系と理系にまたがる情報学を幅広く含んだ参照基準が作られている。

情報学の参照基準は、大学の学部教育における情報学の教育課程の編成のためのものであるが、高等学校における

情報科の親学問としても位置付けされるものであり、高等学校の教育課程からの連続性も十分に考慮されたものとなっている。

高等学校における情報科も情報の収集、分析から、発信までを総合的に学習する教科である。決して、コンピュータの操作方法を教える教科ではない。中等教育における情報教育は、「情報活用の実践力」、「情報の科学的理解」、「情報社会に参画する態度」の3つの観点から構成されており、その学習範囲はきわめて広い。高等学校において情報科の教員として生徒を教えるためには、情報学全般についての幅広い知識や技術が求められることになる。

しかしながら、現状は、必ずしも、情報学についての幅広い知識や技術をもつ者が、情報科の教科担任となっているわけではない。

高等学校において、情報科が設置されたのは、12年前の、2003年度のことである [3]。その後、2013年度に学習指導要領が改訂され [4]、さらに、いま、次期学習指導要領の改訂が議論されているところである [5]。

情報科が設置された12年前の時点では、それまで存在しなかった教科であったため、免許を持つ教員が存在して

¹ 電気通信大学
The University of Electro-Communications

² 神戸市立科学技術高等学校
Kobe Municipal High School of Science and Technology

³ 筑波大学
Tsukuba University

⁴ 島根大学
Shimane University

⁵ 長野大学
Nagano University

⁶ 東京大学
The University of Tokyo

⁷ 早稲田大学
Waseda University

a) nakayama@uec.ac.jp

いなかった。また、大学での情報科の教職課程を履修して免許を取得する者ではならず、さまざまな特例的措置が適用され、情報科の教員に当てられた。

特例的措置の1つは、2000年度から3年間にわたって実施された「新教科『情報』現職教員等講習会」である。15日間の講習を行うことにより数学、理科、家庭、商業、工業等の基礎免許を持つ現職教員に対して、情報科の高等学校一種免許状（教育職員免許法第5条第1項の規定による普通免許）が授与された。この講習会で、全国で14,269人の情報科教員が養成された。

ほかの特例的措置として、「臨時免許状」の授与と、「免許外教科担任」の許可があり、2章で述べるとおり、情報科が設置されて12年が経過した現在も、なお、多用されている。

「臨時免許状」は、教育職員免許法第5条第6項の規定によるもので、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、授与されるものである。「臨時免許状」は、授与された都道府県においてのみ、3年間の効力がある。

「免許外教科担任」は、教育職員免許法附則第2項の規定によるもので、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、学校長等から都道府県の教育委員会に申請することにより、1年以内の期間を限り、免許状を有しない教諭等が担任することを許可されるものである。

本来の趣旨から考えると、普通免許状を持つ教員が情報学についての幅広い知識や技術をもつ者であって、情報科の教科担任に就くべきである。それにもかかわらず、情報科では、「臨時免許状」や「免許外教科担任」が、特例的なものとして多用されている状況である。さらに、他の教科に比べて、情報科が突出して件数が多い状況である。

筆者らは、昨年度に、一部の都道府県について、「臨時免許状」の授与件数、「免許外教科担任」の許可件数を調査し、報告してきた[6]。本論文では、47都道府県の「臨時免許状」の授与件数、「免許外教科担任」の許可件数についての調査結果を報告するとともに、わが国の情報教育のありかたについて考察する。

以下、2章では、「臨時免許状」と「免許外教科担任」の制度および問題点を述べ、47都道府県の「臨時免許状」と「免許外教科担任」の情報を収集したかを述べる。また、3章では、「臨時免許状」と「免許外教科担任」の件数について分析する。そして、4章で、わが国の情報教育について考察し、5章でまとめる。

2. 「臨時免許状」と「免許外教科担任」に関する情報の収集

2.1 「臨時免許状」と「免許外教科担任」の問題点

高等学校における各教科の教科担任には、大学の教職課

程においてその教科の教育法について学び、普通免許状を取得した者が就くべきである。

しかしながら、1章で述べたように、普通免許状を有する者を採用することができない場合の、特例的措置として「臨時免許状」と「免許外教科担任」の制度がある。

- 「臨時免許状」

授与された都道府県においてのみ3年間効力がある（教育職員免許法第9条第3項）。ただし、同法附則第6項の規定により、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、有効期間を6年とすることができる。

- 「免許外教科担任」

1年以内の期間を限り、免許状を有しない主幹教諭、指導教諭または教諭が担任することを許可される。なお、教頭や講師は許可されない。

「免許外教科担任」は、教育職員免許法が制定された1949年5月の附則に、当分の間、許可することができるとして規定されたものであるが、70年近い期間が経過した現在もなお、多用されている。

「臨時免許状」や「免許外教科担任」の制度が適正に運用されていないことについて、国もその状況を認識しており、継続的に指導通達が出されている状況である。

2001年度には、会計検査院が「中学校における免許外教科担任をみだりに行うことにより、教員の免許制度の目的が形骸化し、ひいては教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として都道府県に対し多額の国庫負担金を交付している義務教育費国庫負担制度の趣旨を損なうおそれがあると認められる」と指摘している[7]。それに対し、2002年10月25日に文部科学省が「免許外教科担任にかかる事務の適正な処理について」という通知を出している。

また、文部科学省学校教育の情報化に関する懇談会は、「高等学校の情報科についても、担当する教員の多くが、いわゆる免許外教科担任である、大学の教職課程で情報学の専門教育を受けていない、また、他の教科との兼任あるいは非常勤講師である、との指摘がある」との判断を示している[8]。国会でも、「臨時免許状」と「免許外教科担任」の問題点が指摘されている[9]。

2.2 公文書公開手続きによる情報収集

「臨時免許状」の授与、および、「免許外教科担任」の許可は、都道府県の教育委員会の事務である（教育職員免許法第5条第7項、附則第2項）。

筆者らは、昨年度、約20の都道府県を適当に選び、それらの都道府県条例に基づく公文書公開手続きにより、「臨時免許状」の授与件数、「免許外教科担任」の許可件数の情報を入手した（公文書公開手続きについては文献[10]、昨年度に行った「臨時免許状」と「免許外教科担任」の調査の

結果については文献 [6] で報告したので、参照されたい).

その結果、本来、普通免許状を持つ者が情報科の教科担任に就くべきであるにもかかわらず、「臨時免許状」や「免許外教科担任」が多用されていることを、件数の情報とともに、知ることとなった。

そこで、47 都道府県での状況はどうか、情報科が開設された 2003 年度と比べて増減しているのか、本格的に情報を収集することにした。

昨年度と同様に、47 都道府県に対する公文書公開手続きを用いる方法もあるが、本論文では、文部科学省に対する公文書公開手続きを用いることにした。

文部科学省初等中等教育局教職員課は、雑誌「教育委員会月報」(出版者：第一法規、ISSN：2188-4919)に、毎年、教員免許状の授与状況を掲載している。「臨時免許状」の授与件数、「免許外教科担任」の許可件数についても掲載している。ただし、都道府県ごとの、教科ごとの件数は掲載していない。

雑誌「教育委員会月報」に掲載されている内容から、47 都道府県の教育委員会が、文部科学省に、詳細なデータを報告していることがわかる。

そこで、筆者らは、文部科学省に対する公文書公開手続きを用いて、

- 都道府県教育委員会から文部科学省に中学校、高等学校の教科ごとの臨時免許状交付件数、および教科ごとの教科外教科担任許可件数を報告した文書一式

を求めた。その結果、2003 年度から 2013 年度までの、47 都道府県の、教科ごとの、「臨時免許状」の授与件数と、「免許外教科担任」の許可件数を、入手することができた。

2003 年度の「臨時免許状」の授与件数、「免許外教科担任」の許可件数は、それぞれ、表 1、表 2 のとおりである。また、2013 年度の「臨時免許状」の授与件数、「免許外教科担任」の許可件数は、それぞれ、表 3、表 4 のとおりである。

表 1～表 4 では、教科として、国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語、情報の件数を示し、その他の教科(音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、宗教、看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、職業指導)は「その他」として示した。

情報科の、2003 年度～2013 年度の、「臨時免許状」の授与件数、「免許外教科担任」の許可件数の推移は、それぞれ、表 5、表 6 のとおりである。

3. 「臨時免許状」と「免許外教科担任」に関する分析

3.1 「臨時免許状」と「免許外教科担任」の件数

情報科が設置された 2003 年度には、情報科の「臨時免

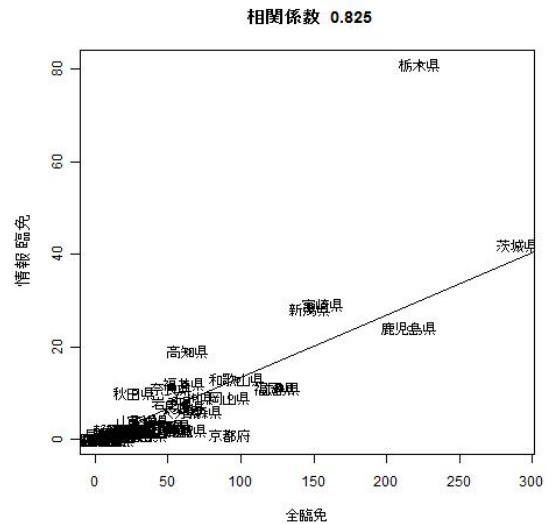


図 1 情報科と全教科との関係(臨時免許状)

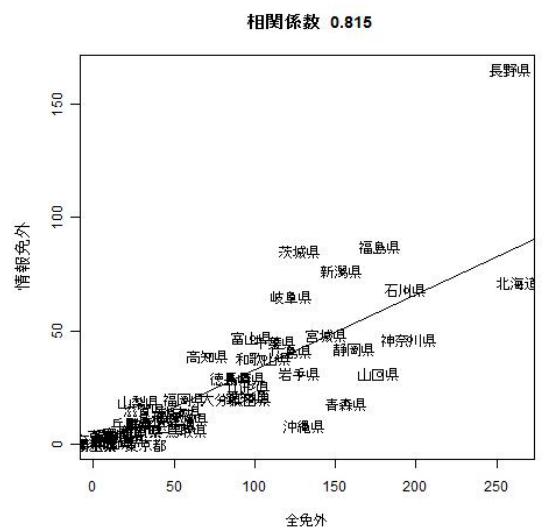


図 2 情報科と全教科との関係(免許外教科担任)

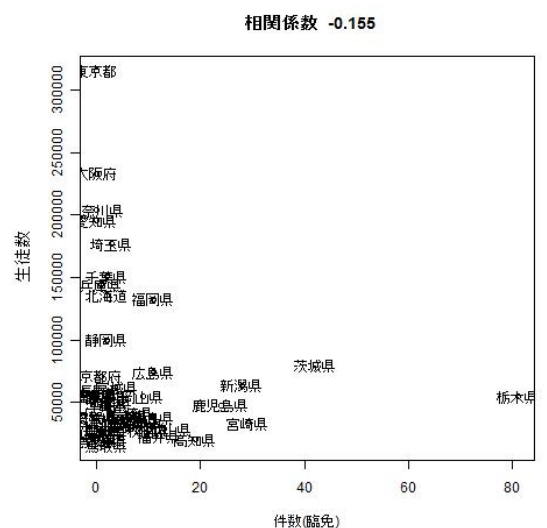


図 3 「臨時免許状」と生徒数の関係

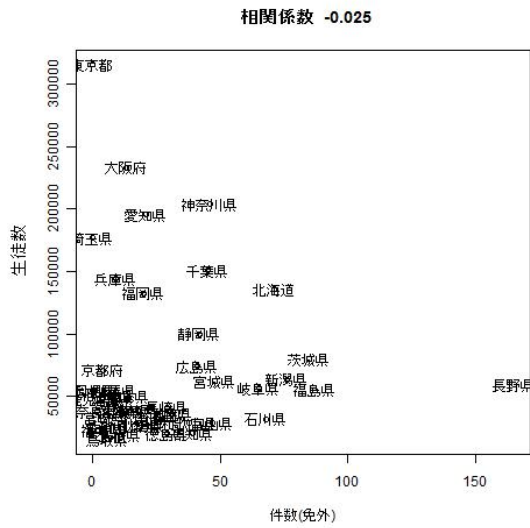


図 4 「免許外教科担任」と生徒数の関係

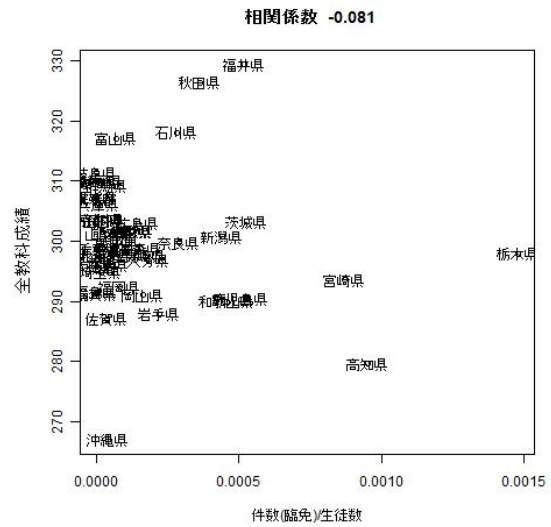


図 7 「臨時免許状」と学力の関係

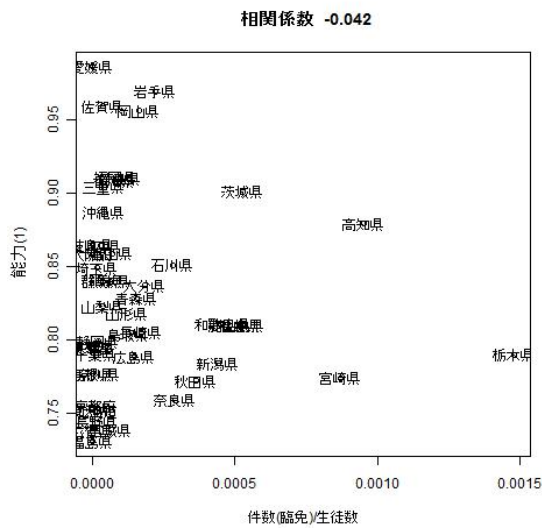


図 5 「臨時免許状」と ICT 活用指導力の関係

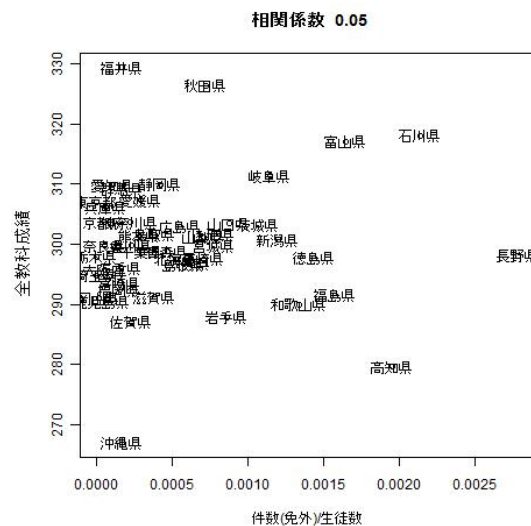


図 8 「免許外教科担任」と学力の関係

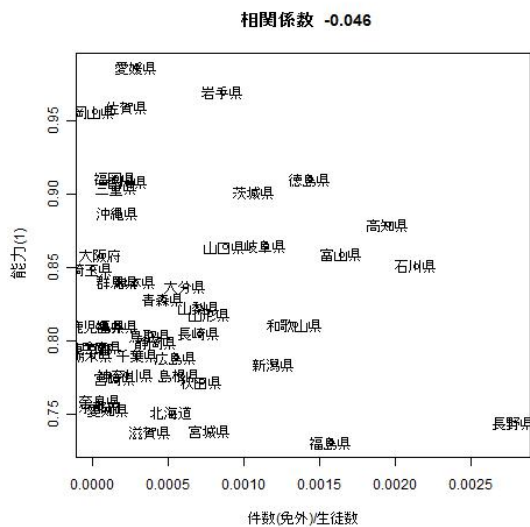


図 6 「免許外教科担任」と ICT 活用指導力の関係

許状」と「免許外教科担任」の件数は必ずしも多くない状況で、「その他」の教科のほうが多い状況であった。都道府県で見ると、情報科の「臨時免許状」では栃木県の34人、「免許外教科担任」では神奈川県56人、茨城県の50人が目立っている。

その後10年が経過し、学習指導要領が改訂された2013年度には、「その他」の教科では「臨時免許状」と「免許外教科担任」の件数が減少しているのに対して、情報科では、「臨時免許状」と「免許外教科担任」の件数は倍増している状況である。高等学校において、情報科を軽視していることの現れであると考えられる。

情報科の件数の推移を見ると、2007年頃に、「臨時免許状」、「免許外教科担任」の件数が2~3倍に激増している。その後、「免許外教科担任」は減少しているが、2003年度と比較すると2倍以上になっている。

都道府県で見ると、情報科の「臨時免許状」では、栃木県が2003年度から引き続き多い。「免許外教科担任」では、長野県が2007年度に181人に増えており、2013年度でも165人と目立っている。

3.2 情報科と全教科との関係

以下、2013年度の「臨時免許状」と「免許外教科担任」の件数に基づいて、分析する。

「臨時免許状」、「免許外教科担任」の、情報科と全教科についての関係は、それぞれ、図1、図2のとおりである。

「臨時免許状」について、全教科中の情報科の比率が全国平均を超えるのは、岩手県、秋田県、茨城県、栃木県、新潟県、福井県、長野県、静岡県、奈良県、高知県、宮崎県の11県であった。情報科の件数では、栃木県と茨城県が突出しているが、栃木県は、他の教科に比べて情報科の件数が多いのに対して、茨城県は、情報以外の教科でも「臨時免許状」を多用している。

「免許外教科担任」について、全教科中の情報科の比率が全国平均を超えるのは、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、徳島県、高知県、福岡県の19府県であった。情報科の件数では、長野県が突出している。なお、教科全体の件数は、長野県と北海道はほぼ同じであるが、長野県は、他の教科に比べて情報科の件数が多く、北海道は、情報以外の教科でも「免許外教科担任」の件数が多いために全教科中の情報科の比率は全国平均を下回っている。

3.3 生徒数との関係

各都道府県の「臨時免許状」、「免許外教科担任」の件数と、生徒数との関係は、それぞれ、図3、図4のとおりである。

生徒数が多い東京都、大阪府などでは、「臨時免許状」と

「免許外教科担任」の件数は、それほど多くない(とくに、東京都は、非常に件数が少ない)。

3.4 ICT活用指導力との関係

各都道府県の「臨時免許状」、「免許外教科担任」と、ICT活用指導力の関係は、それぞれ、図5、図6のとおりである。学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果の、都道府県ごとの「教員のICT活用指導力」を用いた。

なお、本節と次節では、各都道府県の「臨時免許状」、「免許外教科担任」の件数を生徒数で割ることにより、正規化した数値を用いた。

3.5 学力との関係

各都道府県の「臨時免許状」、「免許外教科担任」と、学力の関係は、それぞれ、図7、図8のとおりである。

学力として、国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査」の中学校の全教科の、都道府県ごとの平均点数を用いた。情報科についての学力との点数を用いるべきであるが、現時点では、そのような指標がない状況である。これからの情報教育を推進するためには、生徒が身につけている情報の学力を計る制度が求められる状況である。

4. これからのわが国の情報教育について

情報処理学会をはじめとする情報学教育関連学会等協議会の5団体が、2015年4月、文部科学大臣、文部科学省各局長に宛てて「初等中等教育における一貫した情報教育(情報学教育)の充実について(提案)」の文書を提出している[11]。諸外国では、積極的に情報教育を推進している状況であるのに対し、わが国では、初等中等教育における体系的な情報教育についてこれから設計していく段階にある。

高等学校情報科に関する、これからの見通しについて、以下、簡単に述べる。

4.1 「情報の科学中心」の必修科目と積み上げ選択科目

2015年5月に開催された次期学習指導要領(2020年度~2022年度に実施開始)に向けての教育課程特別部会では、文部科学省の検討素案として、情報の科学的理解に重点を置き、「情報の科学」の後継となる1科目を必修科目として置いた上で、より進んだ内容の選択科目についても検討するというものが示されている[5]。

4.2 大学入学希望者選抜テストにおける情報科の出題

高大接続システム改革に関する検討会議において、大学入学希望者学力評価テスト(大学入試センター試験の後継)、および、高等学校基礎学力テスト(基礎的な学習の達成度を把握するとともに、一部の難易度の高くない大学の入学試験などにも活用を検討)の両方において、次期学

習指導要領に切り替わった段階から、情報科を試験内容に含めることを検討するという案が示されている。これが実現すれば、学校関係者も情報科が重要でないとは言いにくなり、軽視されることが減って、普通免許状をもつ専門性の高い教員が教科担任に就くことが期待される [12]。

4.3 世界各国での情報科学中心の情報教育への流れ

多くの国において初等中等のカリキュラムが情報教育を強化する方向に改訂されつつある [13]。その中でも、小学校におけるプログラミング（および情報科学）教育が注目を集めている。米国の「Hour of Code」運動（2013年頃）や、英国における小学校からの新科目「コンピューティング」（2014年開始）などがその代表である。

4.4 義務教育段階からのプログラミング

わが国においても、内閣府は2013年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」を公表し、その中で「義務教育段階におけるプログラミング」を提唱している [14]。文部科学省が現在、義務教育にどのようにプログラミングを導入するか検討を行っている。

4.5 学士力の土台の提供

高等学校の情報科は、大学において学士力を身につけるための土台となるものであると、筆者らは考えている。筆者らは、文献 [15] において、高等学校の情報科がカバーすべき項目およびその水準について提案している。

5. おわりに

本論文では、「臨時免許状」と「免許外教科担任」の制度とその問題点について述べ、47都道府県の「臨時免許状」の授与件数、「免許外教科担任」の許可件数についての調査結果を報告した。また、これからのわが国の情報教育のありかたについて考察した。

高等学校において、きちんとした情報科の教育がされるためには、情報学の基盤から知っていてきちんと教えらるる教員が必須である。そのような教員に対する需要は増える方向である。

その需要を満たすため、私たち情報処理学会の学会員も、教員養成や、教員免許更新講習などで、貢献して行くことが求められている。

謝辞 「臨時免許状」と「免許外教科担任」について調査するにあたり、公文書公開手続きに対応して下さった、文部科学省初等中等教育局教職員課に感謝します。

参考文献

- [1] 萩谷 昌己: 情報学を定義する —情報学分野の参照基準—, 情報処理, Vol. 55, No. 7, pp. 734-743 (2014).
- [2] Masami Hagiya: Defining Informatics across Bun-kei and

- Ri-kei, Journal of Information Processing, Vol. 23, No. 4, pp. 525-530 (2015).
- [3] 文部科学省: 高等学校学習指導要領 (平成 11 年 3 月 29 日告示第 58 号), 国立印刷局, ISBN978-4-17-153522-6 (2007).
- [4] 文部科学省: 高等学校学習指導要領 (平成 21 年 3 月 9 日告示第 34 号), 東山書房, ISBN978-4-8278-1478-1 (2009).
- [5] 中央教育審議会: 初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会配付資料, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/giji_list/
- [6] 中野 由章, 中山 泰一: 高等学校情報科教員の現状 —その問題点と我々にできること—, 情報処理, Vol.55, No.8, pp.872-875 (2014).
- [7] 会計検査院: 平成 13 年度決算検査報告 (2002 年 11 月 29 日), <http://report.jbaudit.go.jp/org/h13/2001-h13-0165-0.htm>
- [8] 文部科学省: 学校教育の情報化に関する懇談会: 教員支援ワーキンググループ検討のまとめ (2011 年 2 月 4 日) のアーカイブ, <http://web.archive.org/web/20121211011113/jukugi.mext.go.jp/archive/470.pdf>
- [9] 衆議院: 第 185 回国会文部科学委員会第 2 号 (2013 年 11 月 1 日), http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009618520131101002.htm
- [10] 中山 泰一, 中山 代志子: 公文書公開手続きの情報教育への活用, 人文・自然研究, No.4, pp. 222-242 (2010).
- [11] 情報処理学会: プレスリリース「初等中等教育における一貫した情報教育 (情報学教育) の充実について (提案)」, <http://www.ipsj.or.jp/release/jyouthoukyouiku20150424.html>
- [12] 文部科学省: 高大接続システム改革会議配付資料, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/064/giji_list/
- [13] 久野 靖, 和田 勉, 中山 泰一: 初等中等段階を通じた情報教育の必要性とカリキュラム体系の提案, 情報処理学会論文誌「教育とコンピュータ」, Vol. 1, No. 3, pp.48-61 (2015).
- [14] 内閣官房: 世界最先端 IT 国家創造宣言, <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/decision.html> (2013).
- [15] 久野 靖, 和田 勉, 中山 泰一, 辰己 丈夫, 上松 恵理子: わが国の初等中等情報教育: 現状と将来に向けた目標体系の提案, 日本ソフトウェア科学会第 32 回大会論文集, rePiT2-1 (2015).

表 1 2003 年度 高等学校教員免許状の授与件数 (臨時免許状)

	国 語	地 理 歴 史	公 民 学	数 学	理 科	外 国 語	情 報	そ の 他	合 計
北海道	0	0	0	0	0	14	0	49	63
青森県	1	4	5	4	0	2	4	20	40
岩手県	2	1	3	8	2	1	1	15	33
宮城県	1	4	2	3	1	10	3	27	51
秋田県	0	0	4	5	0	0	4	7	20
山形県	3	2	1	4	4	11	1	40	66
福島県	0	0	1	0	0	2	0	8	11
茨城県	4	8	7	9	2	14	8	34	86
栃木県	4	4	6	25	10	15	34	64	162
群馬県	0	2	2	3	2	5	4	20	38
埼玉県	1	1	0	7	0	14	1	20	44
千葉県	1	0	0	3	1	16	2	5	28
東京都	0	0	0	0	0	0	8	0	8
神奈川県	0	0	0	0	0	0	17	1	18
新潟県	3	4	2	17	3	8	1	74	112
富山県	8	2	1	6	3	2	0	24	46
石川県	2	2	3	4	3	1	5	20	40
福井県	3	3	1	1	0	2	0	10	20
山梨県	0	2	0	2	0	0	0	19	23
長野県	1	1	0	1	0	3	0	17	23
岐阜県	3	1	1	1	0	1	1	6	14
静岡県	4	3	2	7	4	11	4	35	70
愛知県	1	0	0	0	0	3	0	12	16
三重県	2	5	0	11	2	14	4	66	104
滋賀県	0	0	1	0	0	0	0	6	7
京都府	2	1	3	16	5	25	4	29	85
大阪府	0	0	0	0	0	0	6	12	18
兵庫県	0	2	0	6	0	2	2	24	36
奈良県	4	3	2	11	1	10	0	17	48
和歌山県	3	3	4	10	3	4	6	52	85
鳥取県	6	2	13	5	4	5	6	40	81
島根県	0	0	0	0	1	3	0	21	25
岡山県	1	2	4	4	1	5	1	33	51
広島県	3	4	12	17	7	27	9	82	161
山口県	1	0	2	6	3	17	0	69	98
徳島県	6	1	4	1	1	1	1	21	36
香川県	4	0	0	3	3	6	0	23	39
愛媛県	0	2	3	2	2	4	1	35	49
高知県	2	5	5	11	2	5	11	41	82
福岡県	2	6	10	14	2	5	8	59	106
佐賀県	2	1	1	1	0	2	1	14	22
長崎県	0	0	0	1	2	10	3	58	74
熊本県	0	2	2	3	1	5	0	39	52
大分県	3	1	7	6	4	3	5	52	81
宮崎県	2	3	4	11	3	13	1	66	103
鹿児島県	6	8	6	11	4	15	9	148	207
沖縄県	1	0	0	6	1	1	0	19	28
合計	92	95	124	266	87	317	176	1,553	2,710

表 2 2003 年度 免許外教科担任の許可件数 (高等学校教科)

	国 語	地 理 歴 史	公 民 学	数 学	理 科	外 国 語	情 報	そ の 他	合 計
北海道	2	16	15	9	7	13	11	70	143
青森県	3	7	6	22	7	5	6	141	197
岩手県	6	4	7	36	11	8	9	107	188
宮城県	7	10	12	10	4	6	5	75	129
秋田県	3	9	19	14	6	1	1	40	93
山形県	3	1	5	8	0	1	4	45	67
福島県	2	5	17	13	3	3	20	75	138
茨城県	2	4	8	4	0	0	50	20	88
栃木県	0	0	1	2	0	0	0	0	3
群馬県	1	1	4	9	0	2	7	33	57
埼玉県	0	0	0	2	0	3	4	29	38
千葉県	3	4	0	11	6	3	16	86	129
東京都	0	0	0	0	0	0	1	0	1
神奈川県	0	3	2	1	0	18	56	158	238
新潟県	5	13	19	17	10	1	5	61	131
富山県	0	3	5	7	2	5	21	50	93
石川県	1	2	3	13	0	2	28	46	95
福井県	0	0	0	0	0	0	0	12	12
山梨県	0	2	2	2	1	4	8	18	37
長野県	3	0	2	14	2	5	40	76	142
岐阜県	3	1	5	20	5	5	37	70	146
静岡県	1	2	10	1	1	5	10	91	121
愛知県	1	6	6	8	2	2	14	103	142
三重県	2	1	1	1	0	0	4	4	13
滋賀県	0	0	3	4	0	0	24	48	79
京都府	0	0	0	0	0	0	1	10	11
大阪府	2	0	3	2	0	1	27	267	302
兵庫県	1	1	4	5	0	3	16	48	78
奈良県	0	0	2	3	2	4	4	14	29
和歌山県	2	2	6	7	1	6	14	68	106
鳥取県	0	0	6	1	3	8	9	29	56
島根県	0	1	0	0	1	0	1	17	20
岡山県	0	0	0	0	0	10	0	11	21
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	1	2	10	7	4	2	1	40	67
徳島県	0	7	6	14	4	4	11	61	107
香川県	1	0	4	8	2	4	0	52	71
愛媛県	3	9	22	27	4	9	8	75	157
高知県	0	5	3	5	0	1	10	5	29
福岡県	2	2	8	8	4	2	6	64	96
佐賀県	0	1	7	1	1	2	0	30	42
長崎県	2	10	13	6	1	3	4	65	104
熊本県	3	5	6	7	0	1	3	51	76
大分県	1	5	3	8	2	1	7	11	38
宮崎県	1	1	6	6	1	1	5	25	46
鹿児島県	0	5	7	6	1	0	4	25	48
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	67	150	268	349	98	154	512	2,426	4,024

表 3 2013 年度 高等学校教員免許状の授与件数（臨時免許状）

	国 語	地 理 歴 史	公 民	数 学	理 科	外 国 語	情 報	そ の 他	合 計
北海道	0	0	0	1	0	7	2	39	49
青森県	2	3	4	7	11	1	6	40	74
岩手県	1	2	6	7	2	10	8	18	54
宮城県	0	1	1	2	2	12	4	15	37
秋田県	1	0	3	2	1	2	10	8	27
山形県	0	1	4	0	1	1	4	19	30
福島県	0	0	0	2	0	2	0	10	14
茨城県	26	14	14	30	21	36	42	107	290
栃木県	5	9	13	15	10	11	81	79	223
群馬県	0	2	0	5	1	8	2	12	30
埼玉県	3	3	3	4	2	7	3	27	52
千葉県	0	1	3	1	1	7	2	13	28
東京都	0	0	0	0	0	2	0	5	7
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	4	4
新潟県	13	4	3	9	3	10	28	78	148
富山県	1	1	4	4	0	6	2	27	45
石川県	1	4	5	6	2	5	9	36	68
福井県	3	2	7	3	2	1	12	32	62
山梨県	0	0	1	0	0	1	1	23	26
長野県	1	0	0	0	0	1	1	4	7
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	1	1
静岡県	1	0	2	0	1	1	2	7	14
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	11	11
三重県	0	0	1	1	2	4	2	23	33
滋賀県	0	0	0	0	0	3	0	0	3
京都府	6	4	7	5	6	28	1	36	93
大阪府	0	1	0	0	0	0	0	0	1
兵庫県	0	0	0	0	0	5	1	8	14
奈良県	1	0	7	1	1	4	11	28	53
和歌山県	5	3	4	17	5	6	13	45	98
鳥取県	6	0	4	2	6	7	2	36	63
島根県	0	0	0	0	0	0	0	7	7
岡山県	8	4	2	11	2	19	9	38	93
広島県	2	6	6	9	2	34	11	57	127
山口県	2	1	0	0	0	6	1	26	36
徳島県	0	4	2	2	0	0	2	13	23
香川県	0	0	0	2	0	1	2	16	21
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	5	5
高知県	2	2	1	8	1	0	19	31	64
福岡県	5	3	3	4	3	9	11	86	124
佐賀県	0	0	1	1	0	1	1	25	29
長崎県	1	1	7	2	1	7	7	36	62
熊本県	1	1	1	0	2	2	3	37	47
大分県	1	2	5	5	1	1	6	38	59
宮崎県	4	5	10	12	6	10	29	81	157
鹿児島県	6	11	11	11	5	15	24	133	216
沖縄県	1	1	4	8	3	10	2	34	63
合計	109	96	149	199	106	303	376	1,454	2,792

表 4 2013 年度 免許外教科担任の許可件数（高等学校教科）

	国 語	地 理 歴 史	公 民	数 学	理 科	外 国 語	情 報	そ の 他	合 計
北海道	6	34	33	16	6	2	71	95	263
青森県	1	18	11	11	5	4	18	89	157
岩手県	6	11	14	11	0	6	31	49	128
宮城県	0	11	20	0	3	2	48	61	145
秋田県	1	10	19	1	4	8	20	35	98
山形県	1	2	19	2	2	1	25	45	97
福島県	0	5	11	5	3	4	87	63	178
茨城県	1	2	18	5	0	0	85	17	128
栃木県	0	1	0	1	0	0	0	0	2
群馬県	1	4	10	0	0	0	9	10	34
埼玉県	1	0	1	0	0	0	0	1	3
千葉県	6	10	7	5	0	1	45	39	113
東京都	0	0	0	0	0	0	0	33	33
神奈川県	1	12	8	0	0	29	46	100	196
新潟県	0	10	27	5	2	1	76	33	154
富山県	0	2	12	5	2	5	47	26	99
石川県	3	8	13	13	3	6	68	80	194
福井県	0	1	1	1	1	0	4	5	13
山梨県	0	2	3	1	0	1	19	3	29
長野県	4	4	5	6	4	9	165	62	259
岐阜県	1	3	9	7	1	4	65	33	123
静岡県	1	11	13	2	1	14	42	78	162
愛知県	0	0	7	2	0	2	21	64	96
三重県	0	4	1	0	1	3	8	35	52
滋賀県	0	0	1	1	0	0	15	15	32
京都府	0	1	0	0	0	0	4	5	10
大阪府	0	0	4	1	0	1	13	31	50
兵庫県	0	0	2	0	0	3	9	10	24
奈良県	0	0	0	0	0	0	2	1	3
和歌山県	2	1	29	5	5	1	38	25	106
鳥取県	1	3	12	0	0	10	6	26	58
島根県	0	0	0	0	0	4	11	26	41
岡山県	0	0	0	0	0	2	1	10	13
広島県	1	5	5	5	0	0	41	66	123
山口県	12	12	15	25	16	8	31	58	177
徳島県	0	11	13	3	2	0	29	28	86
香川県	0	0	1	1	0	0	6	22	30
愛媛県	0	2	4	4	1	6	11	31	59
高知県	0	10	3	3	1	8	39	7	71
福岡県	0	1	5	1	1	0	20	29	57
佐賀県	0	0	2	2	0	0	6	21	31
長崎県	1	6	20	3	2	1	29	32	94
熊本県	0	7	10	1	0	0	14	23	55
大分県	3	7	7	11	1	2	20	29	80
宮崎県	0	3	5	3	0	0	5	3	19
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	2	14	16
沖縄県	1	25	29	3	0	0	8	65	131
合計	55	259	429	171	67	148	1,360	1,633	4,122

表 5 高等学校情報科 臨時免許状の授与件数の推移
(2003 年度～2013 年度)

	2003	2005	2007	2009	2011	2013
北海道	0	3	0	1	2	2
青森県	4	11	11	7	8	6
岩手県	1	4	12	5	12	8
宮城県	3	5	11	7	10	4
秋田県	4	3	6	9	7	10
山形県	1	2	4	6	6	4
福島県	0	0	0	3	4	0
茨城県	8	9	30	31	32	42
栃木県	34	63	89	74	103	81
群馬県	4	6	3	6	5	2
埼玉県	1	1	1	2	0	3
千葉県	2	15	5	4	2	2
東京都	8	0	0	0	0	0
神奈川県	17	0	0	0	0	0
新潟県	1	13	19	16	27	28
富山県	0	1	3	8	7	2
石川県	5	9	13	5	15	9
福井県	0	0	13	2	8	12
山梨県	0	0	5	1	1	1
長野県	0	0	0	4	0	1
岐阜県	1	0	0	0	0	0
静岡県	4	10	10	8	3	2
愛知県	0	0	0	0	0	0
三重県	4	8	8	3	3	2
滋賀県	0	1	0	0	0	0
京都府	4	4	3	0	1	1
大阪府	6	0	0	0	0	0
兵庫県	2	4	1	1	1	1
奈良県	0	3	6	5	3	11
和歌山県	6	9	9	9	10	13
鳥取県	6	13	5	2	5	2
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	1	1	6	13	12	9
広島県	9	6	19	9	12	11
山口県	0	3	3	4	0	1
徳島県	1	1	3	3	5	2
香川県	0	0	0	0	2	2
愛媛県	1	1	3	2	1	0
高知県	11	11	21	7	8	19
福岡県	8	9	7	8	8	11
佐賀県	1	0	3	0	0	1
長崎県	3	0	6	8	7	7
熊本県	0	2	1	1	5	3
大分県	5	2	4	6	6	6
宮崎県	1	15	9	17	18	29
鹿児島県	9	15	23	22	23	24
沖縄県	0	2	1	3	3	2
合計	176	265	376	322	385	376

表 6 高等学校情報科 免許外教科担任の許可件数の推移
(2003 年度～2013 年度)

	2003	2005	2007	2009	2011	2013
北海道	11	44	102	64	53	71
青森県	6	27	34	21	21	18
岩手県	9	20	42	40	40	31
宮城県	5	46	46	35	42	48
秋田県	1	5	26	23	24	20
山形県	4	6	20	19	22	25
福島県	20	56	85	81	78	87
茨城県	50	103	113	110	93	85
栃木県	0	0	0	0	0	0
群馬県	7	6	7	6	8	9
埼玉県	4	11	0	5	2	0
千葉県	16	29	46	45	43	45
東京都	1	0	0	0	0	0
神奈川県	56	76	131	85	74	46
新潟県	5	20	75	75	80	76
富山県	21	34	27	22	42	47
石川県	28	55	69	62	66	68
福井県	0	0	19	2	1	4
山梨県	8	10	21	16	18	19
長野県	40	74	181	170	150	165
岐阜県	37	106	143	113	90	65
静岡県	10	15	48	47	39	42
愛知県	14	27	22	17	21	21
三重県	4	2	7	8	10	8
滋賀県	24	30	25	15	13	15
京都府	1	1	0	1	1	4
大阪府	27	65	24	26	16	13
兵庫県	16	9	3	2	10	9
奈良県	4	8	9	4	2	2
和歌山県	14	30	40	24	35	38
鳥取県	9	9	16	9	5	6
島根県	1	0	31	22	12	11
岡山県	0	1	0	4	3	1
広島県	0	41	52	52	40	41
山口県	1	12	8	10	27	31
徳島県	11	18	28	32	33	29
香川県	0	0	2	0	0	6
愛媛県	8	19	35	25	18	11
高知県	10	23	31	25	26	39
福岡県	6	18	19	15	21	20
佐賀県	0	4	11	9	8	6
長崎県	4	15	25	27	28	29
熊本県	3	5	10	8	9	14
大分県	7	6	8	11	8	20
宮崎県	5	11	14	8	8	5
鹿児島県	4	7	3	1	4	2
沖縄県	0	0	15	13	19	8
合計	512	1,104	1,673	1,409	1,363	1,360